



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 伊勢湾海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 後 藤 正 三
(コード：9359、名証第 2 部)
問合せ先 常務執行役員 高 橋 昭 彦
(TEL. 052-661-5181)

定款の一部変更及び新任社外取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 92 回定時株主総会に、定款一部変更及び新任社外取締役候補者の選任に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 31 条（取締役の責任免除）及び第 42 条（監査役の責任免除）を新設するとともに、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 31 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款 | 変更後 |
|-------|---|
| (新 設) | <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |

| | |
|----------------------|---|
| 第 31 条～第 40 条 (条文省略) | 第 32 条～第 41 条 (現行どおり) |
| (新 設) | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| 第 41 条～第 48 条 (条文省略) | 第 43 条～第 50 条 (現行どおり) |

3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (予定)

2. 新任社外取締役候補者の選任

新任社外取締役候補者の氏名及び略歴

| 氏 名 (生年月日) | 略 歴 | 所有する 当社株式数 |
|---|---|---------------|
| <p>内田 啓二</p> <p>(昭和 30 年 6 月 14 日生)</p> | <p>昭和 55 年 4 月 運輸省入省</p> <p>昭和 60 年 7 月 中部運輸局企画部地域交通企画課長</p> <p>平成 13 年 8 月 関東運輸局企画部長</p> <p>平成 20 年 8 月 鉄道建設運輸施設整備支援機構施設管理統括役</p> <p>平成 22 年 8 月 国土交通政策研究所長</p> <p>平成 26 年 10 月 公益財団法人交通遺児等育成基金専務理事 (現任)</p> | 0 株 |

以上